

公益社団法人天津市シルバー人材センター

介護予防・日常生活支援総合事業

(介護予防訪問介護相当サービス) に関する運営規程

(事業の目的)

第1条 公益社団法人天津市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が行う介護予防訪問介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）について人員及び管理運営に関し必要な事項を定め、センターの訪問介護員等が要支援状態にある高齢者（事業対象者を含む）に対し、適切な介護予防訪問介護相当のサービスを提供することができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの訪問介護員等は介護予防訪問介護相当サービス計画に則り、且つ、シルバー人材センター福祉・家事援助サービス憲章（別紙）を遵守しながら、要支援者又は事業対象者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、要支援者又は事業対象者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスの提供を行い、要支援者又は事業対象者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、要支援者又は事業対象者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととし、その心身の状況、サービスの実施状況等の把握及びその結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健、医療、福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 公益社団法人 天津市シルバー人材センター
- (2) 所在地 天津市中央二丁目2番5号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに所属する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
 - ア 管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うこととする。
 - イ 管理者は、事業の業務に従事する者に、天津市介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱に基づく管理を一元的に行うために必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 4名以上
サービス提供責任者は、センターに対する指定介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護相当サービス計画の作成を行う。
- (3) 訪問介護員 41名以上
訪問介護員は、介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名

事務職員は、当該事業の実施に当たり必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時40分から午後5時25分までとする。
- (3) サービス提供日 年中無休
- (4) サービス提供時間 午前7時から午後7時までとする。
(但し、上記に限らない場合は相談の上によるものとする。)

(介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料金等)

第6条 介護予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、大津市長が定める基準によるものとし、当該介護予防訪問介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割、3割の額とする。

(苦情処理体制)

第7条 センターは、利用者からの苦情・相談窓口を設置し、介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する利用者の要望、苦情に対応する。また、必要に応じて関係機関に報告するものとする。

(事故防止及び発生時の対応)

第8条 介護予防訪問介護相当サービスの提供による事故防止に努め、事故が発生した場合には、速やかに関係機関等へ連絡を行い必要な措置を講じるとともに、その事故の原因を究明し、再発防止に努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、介護予防訪問介護相当サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるものとする。

(非常災害時等における体制の構築)

第10条 事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は大津市の区域とする。

(その他の運営についての留意事項)

第12条 センターは、訪問介護員等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 登録時研修 登録後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2. 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備

を行うとともに、指定介護予防訪問介護相当サービスの従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

3. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との就業規約の内容とする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はセンターと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(暴力団の排除)

- 第13条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。
2. 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

附 則

この規程の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、令和2年3月1日から施行する。